

長浜市告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、同法第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者として次のとおり指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示します。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定特定相談支援事業者の名称及び主たる事業所の所在地
（名 称）長浜市
（主たる事業所の所在地）滋賀県長浜市八幡東町632番地
- 2 事業所の名称及び所在地
（名 称）長浜市相談支援事業所
（所 在 地）滋賀県長浜市小堀町32番地3
- 3 指定の有効期間
令和8年4月1日から令和14年3月31日まで
- 4 サービスの種類
特定相談支援
- 5 主たる対象者
しょうがい児
- 6 事業者番号
2530300041